

(令和2年度実施分)

高等専門学校機関別認証評価 (付 選択の評価事項)

自己評価実施要項

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

目 次

第 1 章	評価の内容等	1
I	評価の内容	1
II	自己点検・評価の重要性	1
III	評価のスケジュール	2
第 2 章	自己評価書の作成等	3
I	提出書類	3
II	自己点検・評価の実施及び自己評価書の作成	3
III	選択的評価事項 A、B に係る自己評価書の作成等	4
IV	自己評価書「根拠資料編」の作成	5
V	自己評価書の提出方法	6
1	提出方法	6
2	提出締切及び提出先	6
3	その他	6
第 3 章	改善状況の報告の内容及び作成方法等	7
I	改善状況の報告の内容	7
1	対象	7
2	内容	7
3	改善状況の報告のスケジュール	7
II	改善状況報告書等の作成及び提出方法	7
1	作成	7
2	提出方法	8
第 4 章	追評価実施要項	9
I	追評価の内容	9
1	対象	9
2	内容	9
3	追評価のスケジュール	9
II	追評価の自己評価書等の作成及び提出方法	9
別 紙	1 自己評価書の作成手順・方法及び様式、並びに各観点に対応する分析に当たっての留意点及び関係法令（高等専門学校機関別認証評価）	10
別 紙	2-1 高等専門学校現況表	67
	2-2 平均入学定員充足率計算表	69
	2-3 担当教員一覧表	70
	2-4 卒業（修了）者進路実績表	78
	2-5 ウェブサイト掲載項目チェック表	80
別 紙	3 自己評価書の作成手順・方法及び様式、並びに各観点に対応する分析に当たっての留意点及び関係法令（選択的評価事項に係る評価）	81

第 1 章 評価の内容等

I 評価の内容

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する、高等専門学校機関別認証評価（以下「認証評価」という。）は、「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」（以下「大綱」という。）、及び大綱に基づいて定められた「高等専門学校評価基準」に基づいて実施しますので、対象高等専門学校が評価を受ける際には、「高等専門学校評価基準」に基づき自己点検・評価を実施し、「第 2 章 自己評価書の作成等」により、自己評価書を作成してください。

II 自己点検・評価の重要性

認証評価においては、自己評価書が重要な位置を占めています。

高等専門学校は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行うこと、及び、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）第 2 条において教育水準の維持向上が求められており、自己点検・評価を実施しその結果を踏まえて適切に教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証システム）を構築することが必要です。また、平成 28 年 3 月に、中央教育審議会大学分科会等において、この内部質保証システムの重要性が改めて提言されています。

このため、機構の認証評価を受けるために行う評価業務以外の時期にも内部質保証システムの一環として、定期的かつ計画的な自己点検・評価等を実施し必要な改善を高等専門学校が図っていることを前提に、この認証評価を実施します。

この認証評価において求める自己評価書及び関係書類は、高等専門学校が定期的かつ計画的に実施している自己点検・評価を含めた内部質保証システムの結果を集約して作成されるものとして位置付けています。

Ⅲ 評価のスケジュール

※ 下記スケジュールは、目安であって、毎年決定します。
また、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。

		機構	対象高等専門学校
下記以前			定期的に自己点検・評価及びその結果に基づく改善の実施
前年度 評価実施の	8月	高等専門学校機関別認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会の実施	
	9月	評価の申請受付	評価の申請（9月末まで）
評価実施年度	4月	評価手数料の連絡(機構→対象高等専門学校 若しくはその設置者)	
	5月	高等専門学校機関別認証評価委員会	
	6月	評価担当者に対する研修の実施	自己評価書等の提出・評価手数料の納入 (対象高等専門学校若しくはその設置者) (6月末まで)
	7月	書面調査（評価部会等） (1月まで実施)	
	8月		
	9月		
		○面談対象者等の選定依頼 ○「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」その他訪問調査内容の送付 (訪問調査の4週間前までに対象高等専門学校に通知)	○面談対象者等の選定 ○「訪問調査時の確認事項」への補足説明の作成、資料・データ等収集 (訪問調査の1週間前までに提出)
	10月	訪問調査 ○訪問調査時の確認事項への回答、確認 ○面談、教育現場・学習環境等の視察、対応	
	11月		
	12月	評価結果（原案）の作成	
	1月	高等専門学校機関別認証評価委員会 (評価結果（案）の決定)	
		評価結果（案）を対象高等専門学校に通知	
	2月		評価結果（案）に対する意見の申立ての検討・意見の申立て等
	3月	高等専門学校機関別認証評価委員会 (意見の申立てへの対応・評価結果の決定)	
		評価結果の対象高等専門学校及びその設置者への通知・公表	
年度以降 評価実施の翌			定期的に自己点検・評価及びその結果に基づく改善の実施
	6月		改善状況の報告（任意）
	7月	提出された改善状況の報告の調査等（7月以降）	

第2章 自己評価書の作成等

I 提出書類

- ① 自己評価書「本文編」：別紙1の様式は、別途、機構のウェブサイト
(<https://www.niad.ac.jp/>) で公表します。
- ② 自己評価書「根拠資料編」：①の様式の「自己点検・評価の根拠資料・説明等欄」の◇
及び◆印で明示する根拠資料等をまとめたもの
- ③ 別紙様式：下記の別紙2－1～5の様式は、別途、機構のウェブサイト
(<https://www.niad.ac.jp/>) で公表します。
 - ・ 高等専門学校現況表
 - ・ 平均入学定員充足率計算表
 - ・ 担当教員一覧表
 - ・ 卒業（修了）者進路実績表
 - ・ ウェブサイト掲載項目チェック表
- ④ 別冊資料：次に掲げる既存の資料
 - ・ 学校の概要が記載されているもの（学校要覧等）
 - ・ 入学志願者や中学校等に学校を紹介するためのもの（学校案内等）
 - ・ 教育内容、履修方法等を学生に周知するもの（学生便覧、ガイドブック等）
 - ・ 規則集（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
 - ・ シラバス（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
 - ・ 時間割（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
 - ・ キャンパスマップ（画像データで提出）
 - ・ 建物見取り図（画像データで提出）

II 自己点検・評価の実施及び自己評価書の作成

（1）自己点検・評価の実施

自己評価書の作成に際しては、高等専門学校として責任を持って自己点検・評価を実施しつつ作成に当たることが必要です。

この自己点検・評価は、「高等専門学校評価基準」に基づいて実施してください。

「高等専門学校評価基準」は、

- ① 基準（八つの基準）
 - ② 評価の視点（①の基準ごとに一つ若しくは複数）
 - ③ 観点（②の評価の視点ごとに一つ若しくは複数）
- で構成されています。

さらに、自己評価書において、

- ④ 自己点検・評価の項目（③の観点ごとに一つ若しくは複数）
- を設けています。

自己点検・評価を実施する際には、まず①の基準と②の評価の視点の内容を十分に理解した上で、③の観点ごとに設定された④の自己点検・評価の項目ごとに、具体的な取組状況を分析してください。この分析に当たっては、根拠となる資料を自己評価書の右欄に明示するとともに、その根拠資料の内容も十分に確認しつつ分析してください。ま

た、自己評価書には③の観点ごとに【留意点】を明示してありますので、その内容も確認しつつ分析してください。

これらの項目ごとの自己点検・評価の実施結果を基にして、別紙１の「Ⅲ 基準ごとの自己評価等」に示すとおり、分析し自己評価書を作成してください。

(2) 自己評価書の構成

自己評価書「本文編」については、別紙１の様式を用意しておりますので、当該様式により作成してください。

自己評価書「本文編」の様式は、次の構成となっています。

- ① 「Ⅰ 高等専門学校の現況及び特徴」
- ② 「Ⅱ 目的」
- ③ 「Ⅲ 基準ごとの自己評価等」

※ 目的の重要性

高等専門学校の目的については、設置基準第３条において「高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定めるものとする。」と規定されており、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（平成 29 年度改訂版）」においては、目的の欄には「どのような役割や機能を果たすのかを記入」することとされております。このことから、高等専門学校全体並びに学科、専攻ごとに定める目的には、高等専門学校や学科、専攻の使命、果たすべき機能や役割、人材の養成に関する事項等を定めるものと考えられます。

この目的は、基本的には評価の対象とせず、大綱Ⅱ（３）にあるとおり、個性の伸長に資する評価を実施する方針により、評価の前提として位置付けています。

このため、高等専門学校で自己点検・評価を実施するに当たって、高等専門学校評価基準ごとに自己点検・評価の項目を確認し、教育研究活動等の状況の分析・評価を行う際には、高等専門学校で定めた目的を踏まえて行うことが必要であり、また、平成 29 年 4 月施行の学校教育法施行規則第 165 条の 2 で規定する三つの方針（卒業・修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー））との整合性を十分留意してください。

特に、卒業・修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）については、具体的な役割や人材養成に関する事項等、目的の内容と重なる部分があると考えられるため、文言や文章の統一等、整合的であるかを十分に留意する必要があります。

Ⅲ 選択的評価事項 A、B に係る自己評価書の作成等

(1) 提出書類

- ① 自己評価書「本文編」：別紙３の様式は別途、機構のウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) で公表します。
- ② 自己評価書「根拠資料編」：①の様式の「自己点検・評価の根拠資料・説明等欄」の◇及び◆印で明示する根拠資料等をまとめたもの

(2) 自己評価書の作成

- ① 選択的評価事項 A、B の自己評価書（本文編）については、別紙３の様式を用意しておりますので、当該様式により作成してください。
- ② 目的の達成状況の判断

選択的評価事項の目的は、各選択的評価事項の観点に設定されておりますので、目的が確認できる資料を根拠資料として提示してください。

選択的評価事項の各目的の達成状況は、各選択的評価事項に係る目的に照らし、「観点ごとの分析」の結果を総合した上で、A、Bそれぞれ4段階で判断してください。

なお、以下の「判断の際の考え方」を目安に、「判断を示す記述」を用いて、目的の達成状況の判断を行ってください。

判断を示す記述	判断の際の考え方
目的の達成状況が非常に優れている	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が非常に優れており、目的に照らして全体の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目的の達成状況が良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が優れており、目的に照らして全体の達成状況が良好であると判断される場合
目的の達成状況がおおむね良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に改善すべきところはあるが、目的に照らして全体の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目的の達成状況が不十分である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に問題があり、目的に照らして全体の達成状況が不十分であると判断される場合

Ⅳ 自己評価書「根拠資料編」の作成

自己評価書「根拠資料編」とは、自己評価書「本文編」の自己点検・評価の項目ごとの、判断の根拠となる資料・データ等をまとめたものです。

個々の資料・データ等は、名称及び一意的な（ただ一通りに定められる）番号の両方によって参照できるように作成してください。また、出典を明記してください。個々の資料・データ等の名称は、その内容等が理解しやすいものとし、一意的な番号は、観点ごと、基準ごと、又は自己評価書「本文編」全体を通じて一貫した番号とします。なお、資料を参照する際に留意すべき点がある場合には、評価の視点ごとに設けている「特記事項」欄に、その留意点を記入することができます。

根拠となる資料・データ等は、機構の指定するクラウドサーバのフォルダに保存してください。

なお、内容の判別の困難な資料・データ等や、資料・データ等が不足していると判断される場合には、再提出や追加資料・説明を求めることがありますので、留意してください。

具体的な作成例等については、自己評価書「本文編」の様式の公表時に、明示します。

V 自己評価書の提出方法

1 提出方法

(1) 自己評価書「本文編」「根拠資料編」

自己評価書「本文編」「根拠資料編」は、機構が別途通知する方法によって、電子媒体により提出してください。

(2) 別紙様式

機構が別途通知する方法によって、電子媒体により提出してください。

(3) 別冊資料

以下の資料の電子媒体を1部提出してください。電子媒体がない場合は、紙媒体を各4部ずつ提出してください。

- ・ 学校の概要が記載されているもの（学校要覧等）
- ・ 入学志願者や中学校等に学校を紹介するためのもの（学校案内等）
- ・ 教育内容、履修方法等を学生に周知するもの（学生便覧、ガイドブック等）
- ・ 規則集（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
- ・ シラバス（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
- ・ 時間割（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
- ・ キャンパスマップ（画像データで提出）
- ・ 建物見取り図（画像データで提出）

2 提出締切及び提出先

(1) 提出締切 評価実施年度の6月末日迄に必着

6月末日が土日に当たる場合は直前の金曜日迄に必着

(2) 提出先 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

評価事業部

(3) 封筒の表面に「高等専門学校機関別認証評価自己評価書在中」と朱書きで表示してください。

3 その他

(1) 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。

(2) 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「I 高等専門学校の現況及び特徴」について、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

第3章 改善状況の報告の内容及び作成方法等

I 改善状況の報告の内容

1 対象

国・公・私立高等専門学校であって、評価結果において「改善を要する点」として指摘された事項のうち評価委員会が指定する事項（以下「指定改善事項」という。）を報告の対象とします。

2 内容

指定改善事項については、評価を受けた翌年度から次の評価を受けるまでの間、対象高等専門学校の判断により、その対応状況について、改善状況報告書及び根拠となる資料・データ等を機構に提出することができます。

機構は、改善状況報告書等を調査し、その内容について評価委員会で審議した結果、対応状況が十分であると確認された事項について、既に公表した評価結果にその旨を追記し、当該高等専門学校に通知するとともに、公表します。

なお、評価結果への追記事項の確定は、高等専門学校の意見を聴いた上で行います。

3 改善状況の報告のスケジュール

評価実施年度の翌年度以降

毎年度	6月末	・改善状況報告書等の提出締切
	7月～	・改善状況報告書等の調査
	1月	・評価結果への追記事項（案）を当該高等専門学校に通知
	～	・当該高等専門学校からの意見の受付締切
	3月	・評価結果への追記事項の確定、当該高等専門学校に通知するとともに、評価結果への追記事項を公表

II 改善状況報告書等の作成及び提出方法

1 作成

（1）改善状況報告書の作成

機構の評価を受けた翌年度から、指定改善事項について、改善状況報告書を作成し、毎年度6月末までに機構に提出してください。

改善状況報告書は、機構のウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）に掲載している改善状況報告書の様式により、作成してください。

また、改善状況の記述に当たっては、根拠となる資料等・データを分析しつつ、それぞれの状況に応じて適切に実施してください。

（2）根拠となる資料等・データの示し方

改善状況報告書の「対応状況」欄に資料番号、資料の名称、出典を記載し、資料・データ等については、別添としてください。

2 提出方法

(1) 提出方法

様式、提出媒体については、別に定めます。

(2) 提出締切及び提出先

- ① 提出締切 次の評価を受けるまでの間の毎年度の6月末日迄に必着
6月末日が土日に当たる場合は直前の金曜日迄に必着
- ② 提出先 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
評価事業部
- ③ 封筒の表面に「高等専門学校機関別認証評価改善状況報告書在中」と朱書きで表示してください。

(3) その他

提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出を求めることがあります。

第4章 追評価実施要項

I 追評価の内容

1 対象

大綱Ⅵに基づき、認証評価を受け、高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された高等専門学校のうち、追評価の申請をした当該高等専門学校（以下「追評価対象高等専門学校」という。）を対象として、追評価を実施します。

2 内容

追評価は、認証評価実施年度の翌々年度までに、満たしていないと判断された基準について、書面調査及び必要に応じて訪問調査を行うことにより実施します。

なお、複数の基準を満たしていないと判断された場合に、認証評価実施年度の翌年度、翌々年度の2か年度に分けて申請をすることは出来ません。

3 追評価のスケジュール

- | | |
|-------|--|
| 4月末 | ・ 追評価の申請受付 |
| 6月末 | ・ 自己評価書（追評価）等の提出締切 |
| 7～12月 | ・ 書面調査及び必要に応じて訪問調査の実施 |
| 1月 | ・ 追評価結果を確定する前に、追評価結果（案）を追評価対象高等専門学校に通知 |
| ～ | ・ 追評価対象高等専門学校からの意見の申立ての受付締切 |
| 3月 | ・ 追評価結果の確定、追評価対象高等専門学校及びその設置者に通知、公表 |

II 追評価の自己評価書等の作成及び提出方法

作成及び提出方法については、第2章の内容に準じて、別に定めます。

自己評価書の作成手順・方法及び様式、並びに各観点に対応する分析に当たっての留意点及び関係法令（高等専門学校機関別認証評価）

自己評価書は以下に示すⅠ～Ⅲから構成されます。自己評価書の作成は、各観点の留意点に配慮して関係する資料・データ等を十分に分析した上で行ってください。

Ⅰ 高等専門学校の現況及び特徴

2,000 字程度以内で簡潔に記述します。

(1) 現況

1. 高等専門学校名：高等専門学校の名称を記述します。
2. 所在地：高等専門学校の本部の所在地とし、都道府県、市区町村名まで記述します。
3. 学科等の構成：設置されている学科・専攻科を、全て記述します。
4. 認証評価以外の第三者評価等の状況：大学改革支援・学位授与機構の学士の学位の授与に係る特例適用の認定を受けている専攻科（以下「特例適用専攻科」という。）は、その専攻科名を記述します。日本技術者教育認定機構による教育プログラムの認定を受けている（以下「JABEE 認定プログラム」という。）専攻科は、その専攻科名を記述します。これ以外の第三者評価等を受けている場合は、当該第三者評価等の名称や評価対象である組織やプログラム等を記述します。
5. 学生数及び教員数：評価実施年度の 5 月 1 日現在における学科・専攻科の学生数及び教員数を記述します。ただし、教員数については、休職者や長期海外渡航者を除く専任教員（教授、准教授、講師、助教）及び助手の現員数とします。

(2) 特徴

沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含めた当該高等専門学校の特徴を記述します。

なお、Ⅰの記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

Ⅱ 目的

法令上義務付けられている高等専門学校全体の目的（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 172 条の 2）並びに学科ごとの目的（設置基準第 3 条）、専攻ごとの目的については、必ず記載します。その際、目的を規定している学則等の名称及び条文名（例：学則第〇条、〇〇規則第〇条等）を付記することにより明示します。

その他の単位（準学士課程全体、専攻科課程全体等）で目的を策定している場合には、策定単位がわかるように、同様に記載します。

なお、Ⅱの記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準ごとの自己評価は、第 2 章Ⅱ（1）の自己点検・評価の実施の内容を踏まえて、以下の手順・方法で行います。

① 自己点検・評価の項目ごとの分析

各観点到示された自己点検・評価の項目について、選択肢のいずれか、または複数を選び、その分析の根拠を「資料・データ」または「説明」によって示します。「資料・データ」を根拠とする場合には、その資料がすでに何らかの形で作成されているか、すでに作成されている文書の一部であることが必要です。「説明」を根拠とする場合にも資料を提示することが必要です。「資料・データ」を根拠として求めるか、「説明」を求めるかは、自己評価書「本文編」の右欄において明示しています。前者の場合は◇、後者の場合は◆を付して、求

める内容、資料の種類を表示しています。根拠となる「資料・データ」の提出を求めている場合には、「説明」は不要です。

② 観点ごとの判断

観点ごとに、自己点検・評価の項目に関する判断を総合的に勘案して、当該観点の内容を満たしているか否かを判断し、自己点検・評価結果欄において、該当する選択肢を選びます。（様式においては、①に先立って、記入欄を設けています。）

③ 特記事項の記述

一つ若しくは複数の観点で構成される評価の視点ごとに、観点のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、必要に応じて、「特記事項」欄に記述します。

なお、「特記事項」欄に記述しない場合は、「該当なし」と記述します。

④ 「優れた点」「改善を要する点」の記述

これらの観点ごとの判断及び特記事項の内容を総合的に勘案して、基準ごとに、以下の考え方に基づき、優れていると自ら判断する点や改善が必要であると自ら判断する点を記述します。

なお、抽出する点がない場合は、「該当なし」と記述します。

優れた点	1) 対象高等専門学校を取組状況や達成状況が高い水準にあると自ら判断するもの。 2) 必ずしも成果としては十分達成されていないものの、独自の工夫等を図った特色ある取組状況であると自ら判断するもの。 3) その他、優れた点として特記すべきであると自ら判断するもの。
改善を要する点	1) 対象高等専門学校を取組状況や達成状況が低い水準にあり、改善の努力や工夫が必要であると自ら判断するもの。 2) その他、改善を要する点として特記すべきであると自ら判断するもの。

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

○年○月

○○高等専門学校

- ・ 自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・ （該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・ 自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。
 - ◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。
 - ◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。
- ・ 関係法令の略は次のとおり。

（法）学校教育法、（施）学校教育法施行規則、（設）高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	
2. 所在地	
3. 学科等の構成	準学士課程： 専攻科課程：
4. 認証評価以外の第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：〇〇専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名：〇〇専攻） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 （評価実施年度の5月1日現在）	学生数：〇〇 教員数：専任教員〇〇人 助手数：〇〇人
(2) 特徴	

This image shows a completely blank white page. It is surrounded by a thin, uniform black border that frames the entire area. There are no markings, text, or illustrations on the page itself.

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点	
【重点評価項目】	
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。	
【重点評価項目】	
観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	
【留意点】	
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については 1-1-④ で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7 年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。	
関係法令	(法) 第 109 条 (施) 第 166 条 (設) 第 2 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇実施の方針が明示されている規程等
(2) (1) の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）
(3) (1) の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ☐ 設定している ☐ 設定していない	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）
【重点評価項目】	
観点 1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行わ	

れ、その結果が公表されているか。	
【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1-1-①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1-1-①(3)と関連。）	
関係法令	(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ☐ 収集・蓄積している ☐ 収集・蓄積していない	◇収集・蓄積状況がわかる資料 ◇担当組織、責任体制がわかる資料
(2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。 ☐ 実施している ☐ 実施していない	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。） ◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。
(3) (2)の結果を公表しているか。 ☐ 公表している ☐ 公表していない	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。）
【重点評価項目】 観点1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	
【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているかを分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）

ク ■する。) ☐教員 ☐職員 ☐在学生 ☐卒業（修了）時の学生 ☐卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ☐保護者 ☐就職・進学先関係者	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。(該当する選択肢にチェック ■する。) 【在学生の意見聴取】 ☐学習環境に関する評価 ☐学生による授業評価 ☐学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ☐学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ☐その他 【卒業（修了）時の意見聴取】 ☐卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ☐卒業（修了）時の学生による満足度評価 ☐その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 ☐卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ☐卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 ☐その他 【外部評価】 ☐外部有識者の検証 ☐教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。) ☐設置計画履行状況調査 ☐その他	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所 ◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。
【重点評価項目】 観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE（日本技術者教育認定機構）によるJABEE認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事	

項等への対応を事例として想定している。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ☐ 整備されている ☐ 整備されていない	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ☐ 対応している ☐ 対応していない ☐ 指摘を受けていない	◇対応状況がわかる資料
(3) (2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ☐ 改善に向けた取組を行っている ☐ 改善に向けた取組を行っていない	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所 ◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料
1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
評価の視点 1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。 （準学士課程） 観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ☐ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ☐ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ☐ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ☐ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ☐ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する	

方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。	
関係法令	(法)第117条 (施)第165条の2 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 準学士課程全体として定めている ☐ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ☐ 整合性を有している ☐ 整合性を有していない	
(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ☐ 示している ☐ 示していない	
観点1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）	

○ (3)の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に必ず含むものとして想定している。	
関係法令	(施)第165条の2 (設)第15条、第16条、第17条(第7項)、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を定めているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐準学士課程全体として定めている ☐学科ごとに定めている ☐その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー) ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性を有しているか。 ☐整合性を有している ☐整合性を有していない	
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は、どのような内容を含んでいるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐どのような教育課程を編成するかを示している ☐どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☐学習成果をどのように評価するかを示している ☐その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。 ○ 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。 ○ 「学力の3要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。	
関係法令	(法)第57条、第118条 (施)第165条の2 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラ

イン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 準学士課程全体として定めている ☐ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ☐ 目的・方針等を踏まえて策定している ☐ 目的・方針等を踏まえて策定していない	
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ☐ 明示している ☐ 明示していない	
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ☐ 明示している ☐ 明示していない	
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ☐ 含まれている ☐ 含まれていない	
（専攻科課程） 観点 1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点 1－2－①の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	（法）第 119 条第 2 項 （施）第 165 条の 2 （設）第 17 条第 3～6 項、第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 18 条、第 19 条、第 20 条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する	

☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 専攻科課程全体として定めている ☐ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ☐ 整合性を有している ☐ 整合性を有していない	
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ☐ 示している ☐ 示していない	
観点 1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点 1－2－②の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(施)第 165 条の 2 (設)第 15 条、第 16 条、第 17 条（第 7 項）、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 専攻科課程全体として定めている ☐ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ☐ 整合性を有している ☐ 整合性を有していない	

(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ どのような教育課程を編成するかを示している ☐ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☐ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点１－２－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点１－２－③の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(法)第119条第2項(施)第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 専攻科課程全体として定めている ☐ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ☐ 目的・方針等を踏まえて策定している ☐ 目的・方針等を踏まえて策定していない	
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学選抜の基本方針」を明示しているか。 ☐ 明示している ☐ 明示していない	
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ☐ 明示している ☐ 明示していない	
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ☐ 含まれている	

□含まれていない		
1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
評価の視点		
1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。		
観点 1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。		
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。		
関係法令	(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ☐ なっている ☐ なっていない		◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ☐ 点検して、改定している ☐ 点検した上で、改定を要しないと判断している ☐ 点検していない		◇点検の実情に関する資料（実績）
1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
基準 1		
優れた点		
改善を要する点		

評価の視点	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	
観点 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	
【留意点】 ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。	
関係法令	(法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ☐ 整合性がとれている ☐ 整合性がとれていない	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。
観点 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	
【留意点】 ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ☐ 整合性がとれている ☐ 整合性がとれていない	◇本評価書Ⅱに記載したものの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料 ◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。
観点 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料(当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等)
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇活動が行われている実績がわかる資料(当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等)
2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
評価の視点 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	
観点 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ☐ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 (例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 (例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ☐ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる(助手は除く。) ☐ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。	
関係法令	(法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ☐ 確保している ☐ 確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ☐ 確保している ☐ 確保していない	
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ☐ 確保している ☐ 確保していない	
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ☐ 担当が適切である ☐ 担当が適切でない	◇【別紙様式】担当教員一覧表等

(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 博士の学位 ☐ ネイティブスピーカー (担当する言語を母国語とする) ☐ 技術資格 ☐ 実務経験 (教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等) ☐ 海外経験 ☐ その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。
観点 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー) に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。 (例) 目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令 (法) 第 119 条第 2 項	
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない (根拠理由欄) 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科の認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できる判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 ☐ 適切に確保している ☐ 適切に確保していない	◇【別紙様式】担当教員一覧表等 ◆左記について、資料を基に記述する。
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ☐ 担当が適切である ☐ 担当が適切でない	
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 ☐ 担当が適切である ☐ 担当が適切でない	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料
観点 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。	
【留意点】なし。	
関係法令 (設) 第 6 条第 6 項	
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ☐ 配慮している ☐ 配慮していない	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。） ◆配慮の取組について、資料を基に記述する。
(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 教育経歴 ☐ 実務経験 ☐ 男女比 ☐ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 学位取得に関する支援 ☐ 任期制の導入 ☐ 公募制の導入 ☐ 教員表彰制度の導入 ☐ 企業研修への参加支援 ☐ 校長裁量経費等の予算配分 ☐ ゆとりの時間確保策の導入 ☐ サバティカル制度の導入 ☐ 他の教育機関との人事交流 ☐ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
評価の視点 2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	
観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配	◇教員評価に係る規程等がわかる資料 ◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料

分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ☐ 実施している ☐ 実施していない	
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。 (該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 給与における措置 ☐ 研究費配分における措置 ☐ 教員組織の見直し ☐ 表彰 ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 ◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ☐ 実施している ☐ 実施していない	◇教員評価に係る規程等を定めた資料 ◇実施していることがわかる資料
観点 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。	
【留意点】 ○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。	
関係法令	(設) 第 11～14 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇定めている規程がわかる資料(採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。)
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 模擬授業の実施 ☐ 教育歴の確認 ☐ 実務経験の確認 ☐ 海外経験の確認 ☐ 国際的な活動実績の確認 ☐ その他	◇実施・確認していることがわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ☐ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料

☐ 定めていない	
2-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
評価の視点 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	
観点 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設) 第 17 条の 4
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程 ◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料
(2) 定期的に FD を実施しているか。 ☐ 実施している ☐ 実施していない	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料 ◇FD に関する報告書等の該当箇所等
(3) (2) の FD を実施した結果が、改善に結びついているか。 ☐ 結びついている ☐ 結びついていない	◆FD の結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。
観点 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。	
【留意点】	
○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。	
関係法令	(法) 第 37 条第 14 項、第 60 条第 6 項、第 120 条第 1 項第 1 号、2 号、7 号（設）第 7 条、第 10 条、第 25 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ☐ 配置している ☐ 配置していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料

(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ☐ 配置している ☐ 配置していない	
観点 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料
2-4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

基準 2

優れた点
改善を要する点

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点	
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	
観点 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。	
関係法令	(設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ☐ 確保している ☐ 確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ☐ 確保している ☐ 確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表
(3) 運動場を設けているか。 ☐ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている ☐ その他の適当な位置に設けている ☐ 設けていない	◇設置状況がわかる資料 ◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ☐ 備えている ☐ 備えていない	◇設置状況がわかる資料
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 実験・実習工場 ☐ 練習船 ☐ その他	◇設置状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ☐ 設けている ☐ 設けていない	◇設置状況がわかる資料
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 厚生施設 ☐ コミュニケーションスペース ☐ その他	◇設置状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇安全衛生管理体制がわかる資料 ◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等

(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ☐ 機能している ☐ 機能していない	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇体制に関する規程等の資料
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 ◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。
観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況(利用可能なエリアの状況も含む。)の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇ICT環境の整備状況がわかる資料(学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。)
(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料
(3) ICT環境は有効に活用されているか。 ☐ 活用されている ☐ 活用されていない	◇ICT環境の利用状況がわかる資料
(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇体制に関する規定等の資料

(5) (4)の体制が機能しているか。 ☐ 機能している ☐ 機能していない		◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。
観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。		
【留意点】 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。		
関係法令	(設)第25条	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ☐ 備えている ☐ 備えていない		◇整備状況がわかる資料
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ☐ 系統的に収集、整理している ☐ 系統的に収集、整理していない		◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ☐ 活用されている ☐ 活用されていない		◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない		◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料
3-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
評価の視点 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。		
観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。		
【留意点】 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。		

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 学科生 ☐ 専攻科生 ☐ 編入学生 ☐ 留学生 ☐ 障害のある学生 ☐ 社会人学生 ☐ その他	◇実施状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 担任制・指導教員制の整備 ☐ オフィスアワーの整備 ☐ 対面型の相談受付体制の整備 ☐ 電子メールによる相談受付体制の整備 ☐ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ☐ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ☐ 外国への留学に関する支援体制の整備 ☐ その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ☐ 利用されている ☐ 利用されていない	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 担任制・指導教員制の導入 ☐ 学生との懇談会	◇制度がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。

☐ 意見投書箱 ☐ その他		
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ☐ 機能している ☐ 機能していない		◇制度の機能状況がわかる資料
観点３－２－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。		
【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。		
関係法令	教育基本法第４条第２項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第５条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第７条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第８条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第９条～11条 ※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない		◇整備状況がわかる資料
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない		◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料 ◇支援の実施状況がわかる資料
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない		◇整備状況がわかる資料
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない		◇編入学生を支援する取組がわかる資料 ◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料 ◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。） ◇支援の実施状況がわかる資料
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない		◇整備状況がわかる資料
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じ		◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウ

で行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	ェブサイト等。)) がわかる資料 ◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料 (オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。) ◇支援の実施状況がわかる資料
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇整備状況がわかる資料
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇障害のある学生を支援する取組(ノートテーカー、チューターの配置) がわかる資料 ◇支援の実施状況がわかる資料
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。 ☐ 対応している ☐ 対応していない	◇対応状況がわかる資料
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。
観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 学生相談室 ☐ 保健センター ☐ 相談員やカウンセラーの配置 ☐ ハラスメント等の相談体制 ☐ 学生に対する相談の案内等 ☐ 奨学金 ☐ 授業料減免 ☐ 特待生 ☐ 緊急時の貸与等の制度 ☐ その他	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。) ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的実施しているか。 ☐ 実施している ☐ 実施していない	◇各取組の実施状況がわかる資料

(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ☐利用されている ☐利用されていない	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 ◇奨学金等の利用状況がわかる資料
観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。 ○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。 ○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ☐整備している ☐整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 ☐進路指導用マニュアルの作成 ☐進路指導ガイダンスの実施 ☐進路指導室 ☐進路先（企業）訪問 ☐進学・就職に関する説明会 ☐資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ☐資格取得による単位修得の認定 ☐外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 ☐その他	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (2)の取組が機能しているか。 ☐機能している ☐機能していない	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料
観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐満たしていると判断する	

☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ☐ なっている ☐ なっていない	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ☐ 機能している ☐ 機能していない	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料
観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。	
【留意点】 なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない ☐ 学生寮を整備していないので、該当しない（→この場合は、(1)以下の記入は不要）	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生寮を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇整備状況がわかる資料
(2) 生活の間として整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）
(3) 勉学の間として整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ☐ 機能している ☐ 機能していない	◇入寮状況がわかる資料 ◇勉学の間としての活用実績がわかる資料
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇学生寮の管理規程等の資料
3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

基準3

優れた点

改善を要する点

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点	
4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。	
観点 4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。	
【留意点】 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。	
関係法令	(設) 第 27 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 過去 5 年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ☐ なっている ☐ なっていない	◇過去 5 年間の貸借対照表等の財務諸表 ◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料 ◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ☐ 保有している ☐ 保有していない	◇その内容を確認できる資料
(3) 過去 5 年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ☐ 確保している ☐ 確保できない年があった	◇過去 5 年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況 ◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。
(4) 過去 5 年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ☐ 支出超過となっていない ☐ 支出超過となった年があった	◇過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書 ◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。
観点 4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。	
【留意点】 なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ☐ 策定している ☐ 策定していない	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等 ◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料

(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ☐ 明示している ☐ 明示していない		◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料
観点 4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。		
【留意点】 ☐ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ☐ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ☐ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。		
関係法令	(設) 第 27 条の 2	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない		◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) ◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 ◇予算関連規程等 ◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等） ◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）
(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ☐ 整合性がある ☐ 整合性がない		◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ☐ 明示している ☐ 明示していない		◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料
観点 4－1－④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。		
【留意点】 ☐ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ☐ 会計監査の実施状況についても分析すること。		
関係法令	独立行政法人通則法第 38 条、第 39 条 私立学校法第 47 条 私立学校振興助成法第 14 条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第 37 条第 3 項 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項 地方自治法第 199 条 その他会計監査等に関する各種法令等	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 □作成・公表している □作成・公表していない		◇作成・公表状況がわかる資料
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 □実施している □実施していない		◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。） ◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書
4-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
評価の視点 4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。		
観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。		
【留意点】 ○ 観点2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。		
関係法令	(法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第10条、第3条の3	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 □満たしていると判断する □満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 □整備している □整備していない		◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 □整備している □整備していない		◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 □なっている □なっていない		◇役割分担がわかる資料
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 □整備している □整備していない		◇規程等、整備状況がわかる資料
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。		◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料

☐ 確保している ☐ 確保していない	
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。）
観点 4－2－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇規程等、整備状況がわかる資料
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇危機管理マニュアル等の資料
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料
観点 4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。	
【留意点】	
○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ☐ 整備されている ☐ 整備されていない	◇管理体制がわかる資料（規程等）
観点 4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。	
【留意点】	
○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。	

○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。 ○ 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究資源について分析すること。 ○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。） ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。） ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料 ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ☐ 活用している ☐ 活用していない	◇活用状況がわかる資料
観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。	
【留意点】 ○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。 ○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。	
関係法令	(設)第10条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) SD等を実施しているか。 ☐ 実施している ☐ 実施していない	◇規程等の資料 ◇実施状況（参加状況等）がわかる資料
4-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
評価の視点 4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。 観点4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。	
【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい	

手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。	
関係法令	(施)第 172 条の 2、(施)第 165 条の 2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22 文科高第 236 号平成 22 年 6 月 16 日
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針 ☐ 教育研究上の基本組織 ☐ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ☐ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ☐ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ☐ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たったの基準 ☐ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ☐ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ☐ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料 ◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表
4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

基準 4

優れた点
改善を要する点

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点	
5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。	
観点 5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	
【留意点】 ○ 観点 1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。	
関係法令	(設) 第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 17 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ☐ 配置している ☐ 配置していない	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ☐ 配慮している ☐ 配慮していない	◇配慮していることがわかる資料
(3) 進級に関する規定を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料
(4) 1 年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35 週確保しているか。 ☐ 確保している ☐ 確保していない	◇35 週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）
(5) 特別活動を 90 単位時間以上実施しているか。 ☐ 実施している ☐ 実施していない	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）
観点 5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。	
【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。	
関係法令	(設) 第 19 条、第 20 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 他学科の授業科目の履修を認定 ☐ インターンシップによる単位認定 ☐ 正規の教育課程に関わる補充教育の実施 ☐ 専攻科課程教育との連携 ☐ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 ☐ 資格取得に関する教育 ☐ 他の高等教育機関との単位互換制度 ☐ 個別の授業科目内での工夫 ☐ 最先端の技術に関する教育 ☐ その他	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。 ☐ 適切に取り扱っている ☐ 適切に取り扱っていない ☐ 単位互換制度を設けていないので、該当しない	◇単位互換制度の内容がわかる資料
観点5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。	
【留意点】 ○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 ○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。 ○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 （注）PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。 Problem-based Learning 又は Project-based Learning の略。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等） ◇実施状況がわかる資料 ◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの実施等。） ◇実施状況がわかる資料 ◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。

5-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
評価の視点	
5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。	
観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】 なし。	
関係法令	(設)第17条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ☐ 採用されている ☐ 採用されていない	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 教材の工夫 ☐ 少人数教育 ☐ 対話・討論型授業 ☐ フィールド型授業 ☐ 情報機器の活用 ☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。	
【留意点】 なし。	
関係法令	(設)第17条、第17条の3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。

☐ 授業科目名 ☐ 単位数 ☐ 授業形態 ☐ 対象学年 ☐ 担当教員名 ☐ 教育目標等との関係 ☐ 達成目標 ☐ 教育方法 ☐ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ☐ 成績評価方法・基準 ☐ 事前に行う準備学習 ☐ 高等専門学校設置基準第 17 条第 3 項の規定に基づく 授業科目か、4 項の規定に基づく授業科目かの区別の 明示 ☐ 教科書・参考文献 ☐ その他	
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ☐ 改善を行っている ☐ 改善を行っていない	◇活用状況がわかる資料 ◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。
(3) 設置基準第 17 条第 3 項の 30 単位時間授業では 1 単位当たり 30 時間を確保しているか。 ☐ 確保している ☐ 確保していない	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）
(4) (3) の 30 単位時間授業では、1 単位時間を 50 分としているか。 ☐ 1 単位時間＝50 分で規定・運用 ☐ 1 単位時間＝50 分で規定、45 分で運用	◆1 単位時間を 50 分以外で運用している場合は、標準 50 分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて 45 時間であることを明示しているか。 ☐ 明示している ☐ 明示していない	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料
(6) (5) の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 授業外学習の必要性の周知 ☐ 事前学習の徹底 ☐ 事後展開学習の徹底 ☐ 授業外学習の時間の把握 ☐ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

評価の視点	
5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	
観点5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	（設）第17条の3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ☐ 策定している ☐ 策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇学校として把握していることがわかる資料
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ☐ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇認知状況がわかる資料
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ☐ ある ☐ ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢に	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有

チェック■する。） ☐ 成績評価の妥当性の事後チェック ☐ 答案の返却 ☐ 模範解答や採点基準の提示 ☐ GPAの進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
観点5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	（法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇学則等の該当箇所がわかる資料
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇定めている該当規程や卒業認定基準
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ☐ 認定している ☐ 認定していない	◇関係する委員会等の会議資料
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ☐ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料
5-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

基準5

優れた点

改善を要する点

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点	
6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。	
観点 6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
関係法令	（設）第 3 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ☐ なっている ☐ なっていない	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料
観点 6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇検証する体制に関する資料 ◇改善に役立てる体制に関する資料
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇検証を行っていることがわかる資料
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ☐ 改善に役立てている ☐ 改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。
観点 6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	
【留意点】	

○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。	
関係法令	(設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準(平成15年3月31日文科科学省告示第45号)
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ☐定めている ☐定めていない	◇学則の該当箇所
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ☐整備している ☐整備していない	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ☐適正である ☐超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ☐行っている ☐行っていない ☐過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。
6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

基準6

優れた点
改善を要する点

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点	
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。	
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 ◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ☐ 把握・評価している ☐ 把握・評価していない	
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ☐ 認められる ☐ 認められない	
観点 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点 7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点 7-1-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 ◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	

☐ 行っている ☐ 行っていない	
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ☐ 認められる ☐ 認められない	
観点 7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第122条 (施)第178条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ☐ 認められる ☐ 認められない	◇【別紙様式】卒業生進路実績表 ◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ☐ なっている ☐ なっていない	
7-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

基準 7

優れた点
改善を要する点

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	
観点 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	
【留意点】 ○ 観点 1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書 I (1) 4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない （根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） (1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ☐ 配置している ☐ 配置していない	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料
観点 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。	
【留意点】 ○ 本評価書 I (1) 4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない （根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。 ☐ 考慮している ☐ 考慮していない	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料
観点 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない （根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、JABEE認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ☐ 採用されている ☐ 採用されていない	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 教材の工夫 ☐ 少人数教育 ☐ 対話・討論型授業 ☐ フィールド型授業 ☐ 情報機器の活用 ☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科の認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料
観点 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書 I (1) 4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ☐ 策定している ☐ 策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料
(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇学校として把握していることがわかる資料
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ☐ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料

☐ 周知していない		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇認知状況がわかる資料	
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ☐ ある ☐ ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料	
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 成績評価の妥当性の事後チェック ☐ 答案の返却 ☐ 模範解答や採点基準の提示 ☐ GPAの進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。	
観点8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。		
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。		
関係法令	(法)第119条第2項	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、JABEE認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇学則等の該当箇所がわかる資料	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ☐ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準	

☐ 定めていない	
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ☐ 認定している ☐ 認定していない	◇関係する委員会等の会議資料
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ☐ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。	
評価の視点 8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。	
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ☐ なっている ☐ なっていない	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料
観点8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇検証の体制に関する資料 ◇改善に役立てる体制に関する資料
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇検証を行っていることがわかる資料
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ☐ 改善に役立てている ☐ 改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。
観点 8－2－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	
【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇学則等の該当箇所
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ☐ 適正である ☐ 超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。
8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

評価の視点	
8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。	
観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 ◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ☐ 把握・評価している ☐ 把握・評価していない	
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ☐ 認められる ☐ 認められない	
観点8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点8-3-①同じ体制で実施されている場合には観点8-3-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 ◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。

(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、 修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・ 研究の成果の把握・評価を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、 修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果か ら学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、 進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教 育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認 められるか。 ☐ 認められる ☐ 認められない	
観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認めら れるか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進 学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められ るか。 ☐ 認められる ☐ 認められない	◇【別紙様式】修了者進路実績表 ◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材 像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料 を基に記述する。
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の 養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ☐ なっている ☐ なっていない	
観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄を チェックすること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない ☐ 学位の取得を目的としていないので、該当しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の 成果が認められるか。 ☐ 認められる ☐ 認められない	◇学位取得状況がわかる資料
8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や 特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

基準 8

優れた点
改善を要する点

別紙 2 - 1

高 等 専 門 学 校 現 況 表 (〇〇年 5 月 1 日現在)

事 項		記 入 欄										備 考	
フ リ ガ ナ 設 置 者													
フ リ ガ ナ 高 等 専 門 学 校 の 名 称												併設校：	
高 等 専 門 学 校 本 部 の 所 在 地													
教育組織及び教員・教育支援者等	準学士課程	学科の名称	修業 年限	学級 数	入学 定員	編入学 定員	学生 定員	称号	平均入学 定員充足率	開設 年度	別地 校地	所 在 地	
		〇〇学科	年	学級	人	(年次) 人 (3年次)	人	準学士	倍				
		〇〇学科				(3年次)		準学士					
		〇〇学科				(3年次)		準学士					
		〇〇学科				(3年次)		準学士					
		計	—			—		—	—	—	—	—	
【基準 2・6・8】 専攻科課程		専攻の名称	修業 年限		入学 定員	編入学 定員	学生 定員		平均入学 定員充足率	開設 年度	別地 校地	基礎学科等名称	
		〇〇専攻	年		人	(年次) 人	人		倍				
		〇〇専攻											
		〇〇専攻											
計		—			—		—	—	—	—	—		
学生募集停止中の学科・専攻													
教育組織及び教員・教育支援者等	準学士課程（一般科目担当）	学科等の名称	専 任 教 員						助手	非常勤 教員			
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数					
			人	人	人	人	人	— 人	人	人			
								—					
		計						—					
	※別地校地を有する学科等の名称	学級数	教授	准教授	講師	助教	計	複数の校地において 教育を行う専任教員	助手	非常勤 教員			
	〇〇学科 (〇〇キャンパス) (△△キャンパス)	学級	人	人	人	人	人	両キャンパスで授業を 担当する専任教員は教 授〇人	人	人			
	準学士課程（専門科目担当）	学科等の名称	専 任 教 員						助手	非常勤 教員			
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数					
			人	人	人	人	人	— 人	— 人	人		人	
							—	—					
計							—	—					
※別地校地を有する学科等の名称	学級数	教授	准教授	講師	助教	計	複数の校地において 教育を行う専任教員	助手	非常勤 教員				
〇〇学科 (〇〇キャンパス) (△△キャンパス)	学級	人	人	人	人	人	両キャンパスで授業を 担当する専任教員は教 授〇人	人	人				
教員以外の職員等	職 種	専 任				非 常 勤		計					
	事務職員（うち主に教育支援者）	() 人				() 人		() 人					
	技術職員（うち主に教育支援者）	()				()		()					
	図書館専門的職員（うち司書資格保有者）	()				()		()					
	そ の 他 の 職 員												
	計												

準学士課程の学習・教育の成果等 【基準7・8】	準学士課程	年度	卒業者数 人	就職 希望者数 人	就職者数 人	就職率 %	進学 希望者数 人	進学者数 人	進学率 %	主な就職先 業種	主な進学先の 学部・専攻科等	
		平成○年度 平成○年度 平成○年度 平成○年度 計				[平均]			[平均]			
専攻科課程	専攻科課程	年度	修了者数 人	就職 希望者数 人	就職者数 人	就職率 %	進学 希望者数 人	進学者数 人	進学率 %	主な就職先 業種	主な進学先の 研究科等	
		○○年度 ○○年度 ○○年度 ○○年度 計				[平均]			[平均]			
学生環境及び学習支援等 【基準3】	校地等	区 分				基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	○○と共用	
		校舎敷地面積（○○キャンパス）				—	m ²	m ²	m ²	m ²		
		校舎敷地面積（△△キャンパス）				—						
		運 動 場 用 地				—						
		校地面積計				m ²						
		その他敷地面積（○○キャンパス）				—	m ²	m ²	m ²	m ²		
		その他敷地面積（△△キャンパス）				—						
	校舎等	校舎面積等	区 分				基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	寄宿舍○棟 ○○センター
			○○キャンパス校舎				— m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
			△△キャンパス校舎				—					
			校舎面積計									
			○○キャンパスその他の建物				—	m ²	m ²	m ²	m ²	
			△△キャンパスその他の建物				—					
		管理施設等	区 分	校長室	教員室	会議室	事務室	保健室	学生控室			
			○○キャンパス	室	室	室	室	室	室			
			△△キャンパス									
			区 分	講義室	演習室	実験・実習室	研究室	情報処理学習施設	語学学習施設			
			○○キャンパス	室	室	室	室	室	室			
			△△キャンパス									
		図書等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数		開館時間			○○と共用	
			○○図書館		m ²	席						
			△△図書館									
			図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち外国書〕	視聴覚資料その他				
			○○図書館		〔 〕 冊	〔 〕 種	〔 〕 種	点	○○と共用			
			△△図書館		〔 〕	〔 〕	〔 〕					
			計		〔 〕	〔 〕	〔 〕					
附属施設等	体育館・講堂・寄宿舍・課外活動その他の厚生補導に関する施設											
	○○キャンパス											
	△△キャンパス											
	区 分		附属施設・センター等の名称									
	基準施設											
その他の施設												
その他の事項												

平均入学定員充足率計算表

課程	学科・専攻名	項目	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	入学定員に対する 各平均比率
準学士		入学者数						
		入学定員						
		入学定員充足率						
		入学者数						
		入学定員						
		入学定員充足率						
		入学者数						
		入学定員						
		入学定員充足率						
		入学者数						
		入学定員						
		入学定員充足率						
		入学者数						
		入学定員						
		入学定員充足率						
専攻科		入学者数						
		入学定員						
		入学定員充足率						
		入学者数						
		入学定員						
		入学定員充足率						
		入学者数						
		入学定員						
		入学定員充足率						
		入学者数						
		入学定員						
		入学定員充足率						

担 当 教 員 一 覧 表

1. 一般科目担当教員の専門分野と担当授業科目

〇〇年5月1日現在

	氏名	職名	学位	校務分担	専門分野	担当授業科目（准学士課程）	担当授業科目（専攻科課程）	実務経験	技術資格	備考
専 任 教 員										
非 常 勤 教 員										

2-1. 専門科目担当教員の専門分野と担当授業科目（〇〇学科）

〇〇年5月1日現在

氏名	職名	学位	校務分担	専門分野	担当授業科目（准学士課程）	担当授業科目（専攻科課程）	実務経験	技術資格	備考
専 任 教 員									
非 常 勤 教 員									

2-2. 専門科目担当教員の専門分野と担当授業科目 (〇〇学科)

〇〇年5月1日現在

氏名	職名	学位	校務分担	専門分野	担当授業科目 (準学士課程)	担当授業科目 (専攻科課程)	実務経験	技術資格	備考
専 任 教 員									
非 常 勤 教 員									

2-3. 専門科目担当教員の専門分野と担当授業科目 (〇〇学科)

〇〇年5月1日現在

氏名	職名	学位	校務分担	専門分野	担当授業科目 (準学士課程)	担当授業科目 (専攻科課程)	実務経験	技術資格	備考
専 任 教 員									
非 常 勤 教 員									

2-4. 専門科目担当教員の専門分野と担当授業科目 (〇〇学科)

〇〇年5月1日現在

氏名	職名	学位	校務分担	専門分野	担当授業科目 (準学士課程)	担当授業科目 (専攻科課程)	実務経験	技術資格	備考
専 任 教 員									
非 常 勤 教 員									

2－5．専門科目担当教員の専門分野と担当授業科目（〇〇学科）

〇〇年5月1日現在

氏名	職名	学位	校務分担	専門分野	担当授業科目（准学士課程）	担当授業科目（専攻科課程）	実務経験	技術資格	備考
専 任 教 員									
非 常 勤 教 員									

3. その他担当教員の専門分野と担当授業科目

〇〇年5月1日現在

氏名	職名	学位	校務分担	専門分野	担当授業科目（准学士課程）	担当授業科目（専攻科課程）	実務経験	技術資格	備考
専 任 教 員									
非 常 勤 教 員									

4. 年間を通じて授業を担当しない教員の専門分野と過去の担当授業科目

〇〇年5月1日現在

氏名	職名	学位	校務分担	専門分野	過去の担当授業科目（准学士課程）	過去の担当授業科目（専攻科課程）	実務経験	技術資格	備考
専 任 教 員									
非 常 勤 教 員									

卒業（修了）者進路実績表

1. 卒業（修了）者の就職率（〇〇～〇〇年度）

〇〇年4月1日現在

(1) 就職希望者数

学校・専攻名	〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度				
	準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程		
就職希望者数 (人)																									

(2) 就職者数

学校・専攻名	〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度				
	準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程		
就職者数 (人)																									

(3) 就職率＝就職者数／就職希望者数

学校・専攻名	〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度				
	準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程			準学士課程		専攻科課程		
就職率 (%)																									

2. 卒業（修了）者の産業別就職状況（〇〇年度）

〇〇年4月1日現在

	就 職 者 数									
	〇〇学科	〇〇学科	〇〇学科	〇〇学科	〇〇学科	合計	〇〇専攻	〇〇専攻	〇〇専攻	合計
A. 農業、林業										
B. 漁業										
C. 鉱業、採石業、砂利採取業										
D. 建設業										
E. 製造業										
F. 電気・ガス・熱供給・水道業										
G. 情報通信業										
H. 運輸業、郵便業										
I. 卸売業・小売業										
J. 金融業・保険業										
K. 不動産業、物品賃貸業										
L. 学術研究、専門・技術サービス業										
M. 宿泊業、飲食サービス業										
N. 生活関連サービス業、娯楽業										
O. 教育、学習支援業										
P. 医療、福祉										
Q. 複合サービス事業										
R. サービス業（他に分類されないもの）										
S. 公務（他に分類されるものを除く）										
T. 分類不能の産業										
合計										

〇〇年4月1日現在

[illegible]

〇〇年4月1日現在

[illegible]

(2)修学者の進学先（〇〇年度）			
大学名	研究科名	専攻名	進学者数
総計			

ウェブサイト掲載項目チェック表【〇〇高等専門学校】

チェック項目	該当URL	備考
【法令・評価基準要求項目】		
☐ 財務諸表		
☐ 自己点検・評価の公表状況		
【学校教育法施行規則第172条の2（〇〇年度～）に係る項目】		
①高専の教育上の目的及び三つの方針に関する情報		
☐ 学科ごとの教育上の目的		
☐ 専攻ごとの教育上の目的		
☐ 卒業の認定に関する方針	準： 専：	
☐ 教育課程の編成及び実施に関する方針	準： 専：	
☐ 入学者の受入れに関する方針	準： 専：	
②教育上の基本組織に関する情報		
☐ 学科の名称		
☐ 専攻の名称		
③教員及び教員組織に関する情報		
☐ 教員数		
☐ 教員組織内の役割分担		
☐ 年齢構成		
☐ 男女別の人数		
☐ 職別の人数		
☐ 教員の保有学位、業績、職務上の実績		
④学生に関する情報		
☐ 学科、専攻の学生定員	準： 専：	
☐ 学科、専攻の入学定員（編入学定員含む）	準： 専：	
☐ 入学者数、編入学者数	準： 専：	
☐ 在学者数	準： 専：	
☐ 卒業（修了）者数	準： 専：	
☐ 進学者数	準： 専：	
☐ 就職者数	準： 専：	
☐ 卒業後の進路（進学及び就職先の状況）	準： 専：	
⑤教育課程に関する情報		
☐ 授業科目の名称（学則の別表、授業科目一覧等）	準： 専：	
☐ 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画の概要（学期ごとのシラバス）	準： 専：	
⑥学修の成果に関する情報		
☐ 成績評価基準	準： 専：	
☐ 進級単位がある場合、進級認定基準（進級に必要な単位数を含む）	準： 専：	
☐ 卒業（修了）認定基準（卒業（修了）に必要な単位数（必修、選択、自由科目別）含む）	準： 専：	
☐ 取得可能な称号		
⑦学習環境に関する情報		
☐ キャンパス概要		
☐ 運動施設の概要		
☐ 課外活動の情報（状況や使用施設等）		
☐ 学習環境、休憩環境		
☐ 所在地、交通手段		
⑧学生納付金に関する情報		
☐ 授業料		
☐ 入学料		
☐ 入学検定料		
☐ 学生寮等の宿舎の費用		
☐ 教材購入費		
☐ 施設利用料等の費用		
⑨学生支援と奨学金に関する情報		
☐ 学生支援（修学支援、進路選択支援、心身の健康に係る支援、障害者支援、留学生支援など）		
☐ 奨学金の概要（奨学金の種類、要件、申し込み方法等）		

別紙 3

自己評価書の作成手順・方法及び様式、並びに各観点に対応する分析に当たっての留意点及び関係法令（選択的評価事項に係る評価）

自己評価書は以下に示すⅠ～Ⅲから構成されます。自己評価書の作成は、各観点の留意点に配慮して関係する資料・データ等を十分に分析した上で行ってください。

Ⅰ 高等専門学校の現況及び特徴
別紙 1 に準じて、作成します。

Ⅱ 目的
別紙 1 に準じて、作成します。

Ⅲ 選択的評価事項の自己評価等
事項ごとの自己評価は、以下の手順・方法で行います。

① 自己点検・評価の項目ごとの分析

各観点に示された自己点検・評価の項目について、選択肢のいずれかを選び、その分析の根拠を「資料・データ」または「説明」によって示します。「資料・データ」を根拠とする場合には、その資料がすでに何らかの形で作成されているか、すでに作成されている文書の一部であることが必要です。「説明」を根拠とする場合にも資料を提示することが必要です。「資料・データ」を根拠として求めるか、「説明」を求めるかは、自己評価書「本文編」の右欄において明示しています。前者の場合は◇、後者の場合は◆を付して、求める内容、資料の種類を表示しています。根拠となる「資料・データ」の提出を求めている場合には、説明は不要です。

② 観点ごとの判断

観点ごとに、自己点検・評価の項目に関する判断を総合的に勘案して、当該観点の内容を満たしているか否かを判断し、自己点検・評価結果欄において、該当する選択肢を選びます。（様式においては、①に先立って、記入欄を設けています。）

③ 特記事項の記述

複数の観点で構成される評価の視点ごとに、観点のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、必要に応じて、「特記事項」欄に記述します。

なお、「特記事項」欄に記述しない場合は、「該当なし」と記述します。

④ これらの観点ごとの自己点検・評価の項目に関する判断及び特記事項の内容を総合的に勘案して、事項ごとに目的の達成状況を以下の判断基準を用いて 4 段階で判断をします。

判断を示す記述	判断の際の考え方
目的の達成状況が非常に優れている	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が非常に優れており、目的に照らして全体の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目的の達成状況が良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が優れており、目的に照らして全体の達成状況が良好であると判断される場合
目的の達成状況がおおむね良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に改善すべきところはあるが、目的に照らして全体の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目的の達成状況が不十分である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に問題があり、目的に照らして全体の達成状況が不十分であると判断される場合

⑤ 「優れた点」や「改善を要する点」の記述

これらの観点ごとの判断及び特記事項の内容を総合的に勘案して、事項ごとに、以下の考え方に基づき、優れていると自ら判断する点や改善が必要であると自ら判断する点を記述します。

なお、抽出する点がない場合は、「該当なし」と記述します。

優れた点	1) 対象高等専門学校の実組状況や達成状況が高い水準にあると自ら判断するもの。 2) 必ずしも成果としては十分達成されていないものの、独自の工夫等を図った特色ある実組状況であると自ら判断するもの。 3) その他、優れた点として特記すべきであると自ら判断するもの。
改善を要する点	1) 対象高等専門学校の実組状況や達成状況が低い水準にあり、改善の努力や工夫が必要であると自ら判断するもの。 2) その他、改善を要する点として特記すべきであると自ら判断するもの。

選択的評価事項に係る評価

自己評価書

○年○月
○○高等専門学校

- ・ 自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・ （該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・ 自己点検・評価根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。
 - ◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。
 - ◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「……場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。
- ・ 関係法令の略は次のとおり。
(法)学校教育法、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	
2. 所在地	
3. 学科等の構成	準学士課程： 専攻科課程：
4. 認証評価以外の第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：〇〇専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名：〇〇専攻） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 （評価実施年度の5月1日現在）	学生数：〇〇 教員数：専任教員〇〇人 助手数：〇〇人
(2) 特徴	

II 目的

Ⅲ 選択的評価事項の自己評価等

選択的評価事項A 研究活動の状況

評価の視点	
A－1 高等専門学校の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られていること。	
観点A－1－① 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	
関係法令	(設)第2条第2項
【留意点】 なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇定めていることがわかる資料
観点A－1－② 研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 観点A－1－①の研究活動に関する目的、基本方針、目標等を達成するための、実施体制、設備等を含む研究体制及び支援体制の整備状況・活動状況について分析すること。 ○ 実施体制の整備については、研究に携わる教員等の配置状況、センター等設置状況を示すこと。 ○ 研究活動状況については、共同研究等、他研究機関や地域社会との連携体制及びその機能状況等の具体例を示すこと。	
関係法令	(設)第2条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための実施体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇目的等ごとに、実施体制が整備されていることがわかる資料
(2) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための設備等を含む研究体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇目的等ごとに、研究体制が整備されていることがわかる資料
(3) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための支援体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇目的等ごとに、支援体制が整備されていることがわかる資料
(4) (1)～(3)の体制の下、研究活動が十分に行われているか。 ☐ 行われている	◇研究活動の実施状況がわかる資料

☐ 行われていない	
観点A-1-③ 研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。	
【留意点】 ☐ 研究活動の目的等に照らして、どの程度活動の成果があげられているか、目的の達成度について実績等を示すデータ等を提示すること。 ☐ 目的が複数ある場合は、それぞれの目的ごとに、目的に照らした研究の成果及び目的の達成度について資料を提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校が設定した研究活動の目的等に照らして、成果が得られているか。 ☐ 得られている ☐ 得られていない	◇目的等ごとに、活動の成果がわかる資料
観点A-1-④ 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ☐ 組織の役割、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の明確化等がわかる資料を提示すること。 ☐ 具体的な改善事例については、活動状況とともに効果や成果について示すこと。 ☐ 研究活動等の実施状況や問題点を把握しているものの、現状では改善を要する状況にない場合には、問題が生じた際に対応できる体制の整備状況について資料を提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 観点A-1-③で把握した成果を基に問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。 ☐ 整備している ☐ 整備していない	◇改善の体制がわかる資料 ◆学校が設定した研究活動の目的等の項目に対応させた具体的な改善事例があれば、具体的な内容について、資料を基に記述する。
A-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

選択的評価事項A 目的の達成状況の判断
☐ 目的の達成状況が非常に優れている ☐ 目的の達成状況が良好である ☐ 目的の達成状況がおおむね良好である ☐ 目的の達成状況が不十分である

選択的評価事項 A

優れた点
改善を要する点

選択的評価事項B 地域貢献活動等の状況

評価の視点	
B-1 高等専門学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	
観点B-1-① 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	
関係法令	(法)第107条 (設)第21条
【留意点】	
○ なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇定めていることがわかる資料
観点B-1-② 地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。	
【留意点】	
○ 実施体制について分析することは必須ではない。	
関係法令	(法)第107条 (設)第21条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校が設定した地域貢献活動等について、具体的な方針を策定しているか。 ☐ 策定している ☐ 策定していない	◇具体的な方針が策定されていることがわかる資料
(2) (1)の方針に基づき計画的に実施しているか。 ☐ 実施している ☐ 実施していない	◇実施状況がわかる資料
観点B-1-③ 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。	
【留意点】	
○ 目的が複数ある場合は、それぞれの目的ごとに、活動の成果がわかる資料を提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校が設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。 ☐ 認められる ☐ 認められない	◇活動の成果がわかる資料（活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等）

観点B-1-④ 地域貢献活動等に関する問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 具体的な改善事例については、活動状況とともに効果や成果について示すこと。 ○ 地域貢献活動等に関する問題点を把握しているものの、現状では改善を要する状況にない場合には、問題が生じた際に対応できる体制の整備状況について資料を提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 □満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 観点B-1-③で把握した成果を基に問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。 □整備している □整備していない	◇改善の体制がわかる資料 ◆学校が設定した地域貢献活動等の目的等の項目に対応させた具体的な改善事例があれば、具体的な内容について、資料を基に記述する。
B-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

選択的評価事項B 目的の達成状況の判断 □目的の達成状況が非常に優れている □目的の達成状況が良好である □目的の達成状況がおおむね良好である □目的の達成状況が不十分である
選択的評価事項B 優れた点
改善を要する点